

議 事 録

令和2年度四万十町農業委員会2月総会

日 時	令和3年2月26日(水)午後2時00分 開議	
場 所	四万十町役場 本庁 東庁舎 多目的ホール	
日 程		
第1	指定第21号	会期の決定について
第2	指定第22号	議事録署名委員の指名について
第3	報告第26号	農地法第18条の規定による合意解約通知について
第4	報告第27号	非農地証明事務処理報告
第5	議案第59号	農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について
第6	議案第60号	農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
第7	議案第61号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
第8	議案第62号	四万十町農用地利用集積計画の決定について
第9	議案第63号	農用地利用配分計画案に対する意見決定について
第10		その他

〔出席委員〕

1. 下元 弘章
2. 掛水 誠幸
3. 廣井 栄治
4. 小野 重明
5. 濱田 誠
6. 下元 誠一郎
7. 浜田 大彰
8. 宮崎 恵美子
9. 太田 祥一
10. 山本 道雄
11. 甫喜本 治誠
12. 山脇 文男
13. 伊東 智江
14. 武内 道則
15. 吉良 榮
16. 竹内 純
17. 中原 英昭
18. 宮脇 真弓
19. 林 幸一
20. 中城 康子
21. 岡村 博晶
22. 西井 健夫
23. 西内 一隆
24. 市川 絢子
25. 窪田 良一
26. 甲把 雄
27. 市川 正司
28. 大西 博之
29. 石田 芳秋
30. 澤田 憲男
31. 欠員
32. 山本 奨一
33. 東出 一茂
34. 宮谷 和夫
35. 山崎 力
36. 上野 渡
37. 田村 守
38. 佐々木 通
39. 梶原 美智

〔欠席委員〕

〔事務局〕

西田 尚子・林 和利・田中 淳一郎・池本 拓矢・宮本 和也・山川 美恵

事務局長 それではただ今より、令和2年度四万十町農業委員会2月総会を開催いたします。ご起立ください。礼。ご着席ください。会に先立ちまして、会長よりご挨拶申し上げます。

会長 皆さんこんにちは。お忙しいところご出席いただきましてありがとうございます。3、4点ほど報告させていただきます。まず、1点目、2月16日に臨時議会があり、議長、副議長の交代がありました。議長に味元和義さん、副議長に酒井祥成さんになりました。それに伴いまして、常任委員会も交代がありまして、産業建設常任委員会に酒井祥成さん、榎野章さん、林健三さん、吉村アツ子さん、下元昇さんの5人で、委員長が林健三さんということです。

2月22日には、農業委員会が町長に意見書の提出をし、その後、町長を含め役場の方々とは意見交換をし、その詰めの話し合いを大正振興局で行いました。ずっと意見を出しています大正、十和の支援センターに向けては、4月、5月辺りにもう1回内容を詰めて進めて行くようになっていきます。ひとつずつ、ちょっとずつ動き出したかなと感じます。大正、十和の有望作物と言いますか、お金になる作物をどうするかという事についても今後色々と検討していきたいと話し合いをしたところでした。

東京に行く機会がないのですが、リモートでの会議で、来年度に向けた今後の農地組織対策で色々と利用状況調査等のあり方について検討されているそうです。私たちが一番気になっている利用状況調査をして、中間管理機構に貸しますと丸をした所が全て返ってくるというような状況があるわけです。利用意向調査の結果、機構への貸付希望が示された1号遊休農地は、原則中間管理機構が借り受ける方向で調整中ということです。国としても守るべき農地の指針がありますので、全く借り受けないとはいえないよと言う事があつたらしく、この辺で農業委員会から上がってきた中間管理機構に丸をした、すぐに農地に返せる農地の1号遊休農地については、基本的に中間管理機構が借り受けるという方向に今一歩進んだ話し合いをしているようです。

皆さんにお手数をおかけしました、9月1日から10月30日までの間にあつた7月豪雨の義援金の結果ですが、全国で2,445万円集まりまして、熊本県に1,435万、大分県に400万、山形県に315万、福岡県に295万と分けて義援金を送ったと報告がありました。

以上4点くらい報告させていただいて挨拶に代えさせていただきます。

議長 それではただ今から、令和2年度四万十町農業委員会2月総会を開会いたします。総会は、四万十町農業委員会会議規則第7条第1項の規定により、会長が議長を務めることになっておりますので、よろしくお願ひします。

それでは、総会の開会にあたり、四万十町農業委員会憲章の朗読を行います。

ご起立をお願いします。今回の発声は議席番号13番伊東智江委員にお願いします。

憲章は、添付資料の最後にございます。

13番 四万十町憲章の朗読

委員 ～朗読～

議長 次に、会議成立についてですが、四万十町農業委員会会議規則第9条の規定により農業委員19名、推進委員19名となっており、全員の方が出席しておりますので、本日の会議は成立いたします。

本日の議事日程はお手元に配布しているとおりです。それでは、議事に移ります。

日程第1、指定第21号「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。令和2年度四万十町農業委員会2月総会の会期は、令和3年2月26日の本日1日といたしますが、これにご異議ありませんか。

委員 (「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、本総会の会期は本日1日といたします。

次に、日程第2、指定第22号「議事録署名委員の指名について」を議題とします。

四万十町農業委員会会議規則第24条第3項の規定により、議事録署名委員を2名指名したいと思います。議長において指名することにご異議ございませんか。

委員 (「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、議事録署名委員に11番、甫喜本治誠委員と、21番岡村博晶委員を指名いたします。なお、会議書記は事務局職員にお願いします。

議長 続きまして、日程第3 報告第26号 「農地法第18条の規定による合意解約通知について」議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第26号 「農地法第18条の規定による合意解約通知について」ご説明いたします。ページは3ページです。件数は西部地域からの1件になります。なお、借受人、貸出人の住所・氏名については、議案書のとおりです。

番号1について説明いたします。土地の所在地、江師字柳ノツル井405番、地目、田、面積、608㎡です。以下1筆あり、合計2筆で、面積が960㎡です。解約事由は、貸出人からの申し出による双方合意です。合意年月日、令和3年2月8日。引渡年月日、令和3年2月8日。こちらは、平成30年4月2日から令和5年3月31日まで利用権設定がされていました。農地は、後の議案に出ています。新たな借受人と利用権設定を設ける計画です。以上です。

議長 報告26号について事務局の説明が終わりました。

議長 これは、事務処理報告ですが、何かありませんか。
特になければ、報告第26号は終わります。

議長 続いて、日程第4 報告第27号 「非農地証明事務処理報告について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第 27 号 四万十町非農地証明書発行事務取扱要領第 6 項及び四万十町農業委員会事務局規程第 8 条第 5 号の規定により非農地証明書を発行しましたので報告いたします。議案書は、4 ページをご覧ください。今月は 1 件となっております。

添付資料は 1 ページです。茂串町 265 番 1、地目、畑、面積、42 m²です。申請地は 50 年以上前から住宅が建てられていて最近取り壊され、現在は資材置場及び駐車場として利用されています。令和 3 年 2 月 2 日、担当委員、職員で現地確認し、証明基準の エ 人為的に転用した土地で既に 20 年以上経過している土地であると認め、非農地証明を発行しております。以上です。

議長 報告第 27 号について事務局の説明が終わりました。これは、事務処理報告ですが何かありませんか。特になければ、報告第 27 号は終わります。

議長 続いて、日程第 5 議案第 59 号 「農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 59 号 「農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」ご説明いたします。議案書は 5 ページです。今月は窪川地域が 11 件、西部地域 1 件となっております。譲受人・譲渡人の住所・氏名については議案書のとおりです。申請地の位置等は添付資料の 2 ページからをご覧ください。

番号 1 番 土地の所在地、七里字年男田乙 283 番、地目、田、面積、381 m²です。権利事由は所有権移転の贈与です。譲渡理由は本人の希望、譲受理由は相手方の要望です。譲受人の下限面積は達成しています。申請地では、水稻を栽培する計画となっております。

番号 2 番 土地の所在地、七里字大久保甲 834 番、地目、田、面積、2,752 m²です。権利事由は所有権移転の売買です。譲渡理由は本人の希望、譲受理由は相手方の要望です。譲受人の下限面積は達成しています。申請地では、水稻を栽培する計画となっております。

番号 3 番 土地の所在地、七里字宮ノ前丙 395 番 1、地目、田、面積、2,437 m²です。ほか 4 筆ありまして、合計 5 筆で面積が 4,928 m²です。権利事由は所有権移転の売買です。譲渡理由は本人の希望、譲受理由は相手方の要望です。譲受人の下限面積は達成しています。申請地では、水稻、野菜等を栽培する計画となっております。

番号 4 番 土地の所在地、七里字中岡甲 719 番、地目、田、面積、2,042 m²です。ほか 1 筆ありまして、合計 2 筆で面積が 4,049 m²です。権利事由は所有権移転の売買です。譲渡理由は本人の希望、譲受理由は相手方の要望です。譲受人の下限面積は達成しています。申請地では、水稻を栽培する計画となっております。

番号 5 番 土地の所在地、七里字中岡甲 705 番、地目、田、面積、1,911 m²です。権利事由は所有権移転の売買です。譲渡理由は本人の希望、譲受理由は相手方の要望です。譲受人の下限面積は達成しています。申請地では、水稻を栽培する計画となっております。

番号 6 番 土地の所在地、東川角字南京田乙 360 番 1、地目、田、面積、813 m²です。ほか 14 筆ありまして、合計 15 筆で面積が 7437.46 m²です。権利事由は所有権移転の贈

与です。譲渡理由は本人の希望、譲受理由は相手方の要望です。譲受人の下限面積は達成しています。申請地では、水稻を栽培する計画となっております。

番号7番 土地の所在地、藤ノ川字下切1193番1、地目、田、面積、951㎡です。権利事由は所有権移転の売買です。譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は本人の希望です。譲受人の下限面積は達成しています。申請地では、野菜等を栽培する計画となっております。

番号8番 土地の所在地、金上野字野添600番1、地目、田、面積、291㎡です。権利事由は所有権移転の贈与です。譲渡理由は本人の希望、譲受理由は相手方の要望です。譲受人の下限面積は達成しています。申請地では、水稻等を栽培する計画となっております。

番号9番 土地の所在地、大向字下ク保654番、地目、田、面積、1,736㎡です。ほか1筆ありまして、合計2筆で面積が4,074㎡です。権利事由は所有権移転の、親子間による贈与となっております。譲渡理由は本人の希望、譲受理由は相手方の要望です。

譲受人は新規となりますが、取得する農地面積が30aを超えているため下限面積は達成します。申請地では、水稻を栽培する計画となっております。

番号10番 土地の所在地、大向字中屋敷634番、地目、田、面積、3,448㎡です。ほか2筆ありまして、合計3筆で面積が3,499㎡です。権利事由は所有権移転の贈与です。これも親子間による贈与となっております。譲渡理由は本人の希望、譲受理由は相手方の要望です。譲受人の下限面積は達成しています。申請地では、水稻、果樹等を栽培する計画となっております。

番号11番 土地の所在地、南川口字岡分951番1、地目、田、面積、1,908㎡です。ほか6筆ありまして、合計7筆で面積が4,794.79㎡です。権利事由は所有権移転の贈与です。譲渡理由は本人の希望、譲受理由は相手方の要望です。譲受人の下限面積は達成しています。申請地では、水稻等を栽培する計画となっております。

窪川地域からは以上です。

事務局 続きまして、西部地域からです。

番号12について説明いたします。土地の所在地、地吉字寺ウヅ444番3、地目、畑、面積、107㎡です。権利事由は、所有権移転の贈与になります。譲渡理由は、本人の希望。譲受理由は、相手方の要望です。譲渡人の下限面積は達成しています。申請地では、野菜を栽培する計画です。

以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 議案第59号について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。番号1番から5番までは七里の案件です。26番、甲把雄委員。

26番 番号1番について、譲渡人・譲受人からの両者から確認しました。現況は田であることを確認しています。譲受人は農地を効率的に利用しています。譲受人は、年間150日以上農作業に従事していることを確認しています。取得する農地の周辺農地には営農上悪影響を与えないことを確認しています。譲渡人は高齢のため、継続して耕作が難し

く隣接する田を所有している譲受人への贈与という要望に至ったとのこと。譲受人の方も高齢ではありますが、近く住んでいる親戚の方の協力も得て今後も水稻を作付けしていくとのこと。以上の結果、番号1番の所有権移転は問題ないと判断しました。

続いて、番号2番について譲渡人・譲受人から確認しました。現況は田であることを確認しています。譲受人は、農地を効率的に利用しています。譲受人は、年間150日以上農作業に従事していることを確認しています。取得する農地の周辺農地には営農上悪影響を与えないことを確認しています。譲渡人はこの後の番号4番の譲受人と同じ方で資金的な事情もあり売買に至ったとのこと。譲受人は、兼業ではありますが地域の担い手でもある農家です。今後も水稻を耕作するとのこと。以上の確認の結果、番号2番の所有権移転は問題ないと判断しました。

続きまして、番号3番について譲受人から確認しました。現況は田、畑であることを確認しています。譲受人は、農地を効率的に利用しています。譲受人は、年間150日以上農作業に従事していることを確認しています。取得する農地の周辺農地には営農上悪影響を与えないことを確認しています。譲渡人は高齢であり継続しての耕作が困難な状況です。また、この案件で一番面積の大きい田に関しては大水が出た際に浸水しやすい不利な条件のため面積のわりには少し安い金額の売買に至ったそうです。譲受人は、地域の担い手であり意欲ある農家です。今後も水稻等を耕作していくそうです。以上の確認の結果、番号3番の所有権移転は問題ないと判断しました。

続きまして、番号4番について譲受人から確認しました。現況は田であることを確認しています。譲受人は、農地を効率的に利用しています。譲受人は、年間150日以上農作業に従事していることを確認しています。取得する農地の周辺農地には営農上悪影響を与えないことを確認しています。譲渡人は高齢で以前より作業を委託しておりましたが、今回現住所を離れることになり、このタイミングで売買に至ったとのこと。また、隣接する田を譲受人が所有しており作業の集約化を図る目的もあります。譲受人は、地域の担い手であり意欲ある農家です。今後も水稻等を耕作していくそうです。以上の確認の結果、番号4番の所有権移転は問題ないと判断しました。

続きまして、番号5番につきまして譲受人から確認しました。現況は田であることを確認しています。譲受人は、農地を効率的に利用しています。譲受人は、年間150日以上農作業に従事していることを確認しています。取得する農地の周辺農地には営農上悪影響を与えないことを確認しています。譲渡人は、番号4番の譲渡人と親子関係であり、以前より作業を委託して耕作しており今回の売買に至ったとの事です。譲受人は、地域の担い手であり意欲ある農家です。水稻、生姜等を耕作していくとのこと。以上の確認の結果、番号5番の所有権移転は問題ないと判断しました。以上です。

議長 それでは、番号6番。22番、西井健夫委員。

22番 2月20日に譲受人から話を聞きました。現況は田であることを確認しています。農地も有効的に使っています。150日以上農作業に従事しています。農地の周辺に対して特に問題はありませぬ。この贈与に至った経過は、譲受人が以前から譲渡人の田んぼを作っています。譲渡人のお父さんが生きていた時に、譲受人に贈与してほしいと話があったそうです。譲渡人の父親が亡くなったということで、譲渡人から贈与に至ったわけ

です。譲受人の旦那さんが譲渡人の叔父にあたるそうです。特に問題はありません。

議長 それでは番号 7 番の案件、番号 9 番 太田祥一委員。

9 番 番号 7 番について先日譲渡人、譲受人から確認をしています。現況は田であることを確認しています。譲受人は、農地を効率的に利用しています。譲受人は、年間 150 日以上農作業に従事していることを確認しています。取得する農地の周辺農地には営農上悪影響を与えないことを確認しています。添付資料の 8 ページを見ていただいたら分かりますが、1193-1 と 1193-2 は 1 枚の田です。1193-2 は、前の総会で農振も外していますが、転用の手続きもしておりまして、この前許可も下りたそうです。1193-2 に農舎を含む農家住宅を建てたいということで、1193-1 も 1 枚の田ですので今回一緒に購入して野菜等を作るそうです。譲受人は、地域でも前途有望な若手の大規模な酪農農家であります。以上の確認の結果、番号 7 番の所有権移転は問題ないと判断しました。

議長 それでは番号 8 番。20 番 中城康子委員。

20 番 20 日に現地を確認しました。現況は田であることを確認しています。譲受人は、農地を効率的に利用しています。常時従事者が何名もおります。譲り受ける周辺は荒れた田ばかりで、作っても周辺に影響はないと思います。譲渡人は、県外在住で前に電話でお伺いした時も、田んぼや山を残したくないとお話を伺っておりました。以上です。

議長 番号 9 番、10 番。23 番 西内一隆委員。

23 番 番号 9 番、10 番について親子間贈与ですのでまとめて報告します。2 月 21 日に現地にて譲渡人から確認しました。現況の地目は圃場整備済みの田と畑。畑は果樹です。譲渡人は高齢のため、譲受人 2 名は町外在住ですが、休日等には実家に帰り農作業を行っており、田には水稻を栽培する予定です。以上の確認の結果、親子間贈与でもあり問題ないと判断しました。

議長 それでは番号 11 番。4 番 小野重明委員。

4 番 昨日、譲受人に聞きに行って来ました。この方が 10 年以上前から借りて作って来まして、昨年持ち主が亡くなられて、甥にあたるこの方に贈与となったそうです。問題はないと思います。以上です。

議長 それでは番号 12 番。15 番 吉良榮委員。

15 番 番号 12 について説明します。昨日譲受人と現地を確認、譲渡人とは電話で聞き取りをしました。譲渡人は、集落を去ってから 20 数年で帰ってくる意思はありません。狭い土地でも放棄するには耐え難いということで耕作してくれる人を探していたそうです。譲受人は、大工と兼業をしています。集落においては中心的な存在です。奥さんは

農業に従事しています。自作の農作物を使って地域のグループでお弁当などを作っています。シシトウ、稲作後の菜花栽培等効率よく農地を利用しています。登記出来次第整地する予定です。以上確認の結果、番号 12 番の所有権移転は問題ないと判断しました。

議長 議案第 59 号について質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第 59 号 「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について」原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第 59 号 「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について」原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 6 議案第 60 号 「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 60 号 「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」ご説明いたします。議案書につきましては、10 ページ、添付資料につきましては、15 ページから 16 ページをご覧ください。今月は西部地域からの 1 件となっております。

番号 1 番についてご説明いたします。申請地は 1 筆です。土地の所在地、下津井字ヒノ谷 316 番 1、地目、畑、面積は 445 m²の内 6.4 m²です。申請人は、記載のとおりです。転用目的は墓地、転用理由は納骨堂の新設です。農地区分につきましては、第 1 種、第 3 種のいずれの要件にも該当しないその他の農地、第 2 種と判断しております。転用計画につきましては、16 ページの土地利用計画図に示している形で納骨堂を整備する計画です。

周囲の状況は、国道、雑種地、同意ありの畑となっております。土地の造成計画につきましては、現状のまま利用し整地後に砂利敷きにする計画です。進入路につきましては、北側の国道を利用し進入をします。排水計画につきましては、雨水のみで自然浸透する計画です。関係法令につきましては、墓地埋葬法の申請は、今申請中であることを担当課で確認をしております。資金計画につきましては、金融機関の残高にて必要な事業費以上であることを確認しております。

議長 議案第 60 号について事務局の説明が終わりました。

私が担当委員ですので補足説明をさせていただきます。

先日、申請人のお母さんに会って話を聞いて来ました。現状としまして、2ヶ所の山の上にお墓があって、足も悪いので家の前の畑に納骨堂を作ってまとめていきたいという事で申請をしたそうです。許可次第、着手することも確認しています。必要最低限の計画で問題ないと思います。周辺農地の同意もしっかり頂いておりますので、営農への支障についても問題ないと思います。番号1番については、特に問題ないと判断いたしました。以上です。

議長 議案第60号について質疑がありましたら、質疑、意見ををお願いします。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第60号 「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第60号 「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第7 議案第61号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第61号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」ご説明いたします。議案書は11ページです。今月は窪川地域の1件です。

添付資料は17ページから19ページです。申請地は、2筆。土地の所在、東川角字大田乙532番、地目、田、面積548㎡、同所字同乙533番、地目、田、面積479㎡、合計2筆、1,027㎡の農地です。権利事由は、賃貸借権の設定です。借り受け人・貸し付け人は、記載のとおりです。転用目的及び転用理由は、太陽光発電装置の新設です。農地区分ですが、第1種、第3種のいずれの要件にも該当しない、その他の農地、第2種農地と判断しています。転用計画につきましては、添付資料の18ページの土地利用計画図に示している形で、太陽光発電施設、パネル等を整備する計画です。太陽光発電施設転用に関し必要な、四国電力の電力受給申込書および経済産業省の設備認定通知も整っていることを確認しています。

周囲の状況・影響については、北側、東側は原野、東側の原野には、太陽光発電設備が設置されています。西側は山林、南側は町道を挟み農地がありますが、現在同意手続き中ですが、同意もとれるとのことで、特に影響がないものと考えています。

土地の造成計画については、現況の高さに整地し砂利敷とします。進入計画については、申請地東側の町道より進入します。排水計画についてですが、施設からの排水はなく、雨水のみとなります。雨水は自然浸透ですが、浸透しきれない雨水については南側の町道側溝へ排水します。雨水の排水については町担当課と協議し同意を得ています。資金計画については、融資証明にて必要な事業費を確保していることを確認しています。以上で説明を終わります。

議長 議案第 61 号について事務局の説明が終わりました。
担当委員の補足説明をお願いします。22 番 西井健夫委員。

22 番 非農地証明が認められない状態だったので、農業委員会にかけて譲受人は賃貸で太陽光発電装置を設置することになったそうです。許可が出次第 6 ヶ月以内に太陽光発電を装置したいそうです。計画の面積としても最小限で特に問題ないと思います。

議長 議案第 61 号について質疑を許します。質疑、意見はありませんか。

議長 はい、15 番 吉良榮委員。

15 番 期間はいつまでとかあるのですか。

事務局 賃貸借の設定は、個人間で取り決めしてもらって大丈夫です。今回は、令和 24 年まで設定をされています。

議長 他にありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。
(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第 61 号 「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第 61 号 「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 8 議案第 62 号 「四万十町農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。

議案第 62 号 番号 24 番は、議席番号 37 番田村守委員が、四万十町農業委員会会議規則第 20 条の議事参与の制限に抵触しますので、番号 1 番から 23 番の審議、採決を行い、その後に 37 番田村守委員に退席していただき、番号 24 番の審議、採決を行います。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 62 号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」をご説明します。別紙のとおり、四万十町農用地利用集積計画を定め、令和 3 年 3 月 1 日付で公告したい旨、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、四万十町長より提出がありましたので、ご審議・ご決定をお願い致します。なお、提出されました申出書につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

議案書は、議案書は 12 ページからになります。今月は窪川地域 15 件、西部地域から 9 件となっております。利用権設定を受ける者、利用権設定をする者の住所・氏名・賃借料等はお手元の議案書のとおりです。

添付資料は 20 ページからです。

番号 1、土地の所在地、作屋字鍛冶屋敷 471 番 5、地目、畑、面積、645 m²です。設定は新規です。期間は令和 3 年 3 月 1 日から令和 5 年 12 月 31 日までの 2 年 10 ヶ月です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。生姜を栽培する計画です。

番号 2、土地の所在地、作屋字鍛冶屋敷 474 番 1、地目、畑、面積、105 m²です。以下 1 筆あり、合計 2 筆で面積が 243 m²です。設定は新規です。期間は令和 3 年 3 月 1 日から令和 5 年 12 月 31 日までの 2 年 10 ヶ月です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。生姜を栽培する計画です。

番号 3、土地の所在地、作屋字鍛冶屋敷 472 番 1、地目、田、面積、155 m²です。以下 2 筆あり、合計 3 筆で面積が 1,040 m²です。設定は新規です。期間は令和 3 年 3 月 1 日から令和 5 年 12 月 31 日までの 2 年 10 ヶ月です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。生姜を栽培する計画です。

番号 4、土地の所在地、作屋字鍛冶屋敷 471 番 1、地目、畑、面積、489 m²です。設定は新規です。期間は令和 3 年 3 月 1 日から令和 5 年 12 月 31 日までの 2 年 10 ヶ月です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。生姜を栽培する計画です。

番号 5、土地の所在地、作屋字鍛冶屋敷 471 番 4、地目、畑、面積、105 m²です。設定は新規です。期間は令和 3 年 3 月 1 日から令和 5 年 12 月 31 日までの 2 年 10 ヶ月です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。生姜を栽培する計画です。

番号 6、土地の所在地、七里字城ノ下乙 143 番、地目、田、面積、359 m²です。以下 2 筆あり、合計 3 筆で面積が 3,038 m²です。設定は新規です。期間は令和 3 年 3 月 1 日から令和 5 年 12 月 31 日までの 2 年 10 ヶ月です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。生姜を栽培する計画です。

番号 7、土地の所在地、金上野字野中 333 番 1、地目、田、面積、973 m²です。以下 6 筆あり、合計 7 筆で面積が 4,452 m²です。設定は新規です。期間は令和 3 年 3 月 1 日から令和 8 年 2 月 28 日までの 5 年間です。権利の種類は、使用貸借権の設定です。水稻を栽培する計画です。

番号 8、土地の所在地、金上野字下向 1915 番、地目、田、面積、2,280 m²です。以下 4 筆あり、合計 5 筆で面積が 6,198 m²です。設定は新規です。期間は令和 3 年 3 月 1 日

から令和8年2月28日までの5年間です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。水稻を栽培する計画です。

番号9、土地の所在地、藤ノ川字森ノ山245番1、地目、畑、面積、1,114㎡です。設定は更新です。期間は令和3年3月1日から令和8年2月28日までの5年間です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。柚子を栽培する計画です。

番号10、土地の所在地、与津地字孫四郎地1637番、地目、田、面積、1,131㎡です。以下5筆あり、合計6筆で面積が7,146㎡です。設定は新規です。期間は令和3年3月1日から令和8年2月28日までの5年間です。権利の種類は、使用貸借権の設定です。

番号11、土地の所在地、奈路字荒神ノ元1332番、地目、田、面積、1,963㎡です。設定は新規としていますが、昨年も貸借しておりましたが、更新の期間のずれが生じたため、新規としています。期間は令和3年3月1日から令和3年12月31日までの10ヶ月です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。生姜を栽培する計画です。

番号12、土地の所在地、奈路字荒神ノ元1331番、地目、田、面積、2,042㎡です。これも10番と同じく、設定は新規としていますが、昨年も貸借しておりましたが、更新の期間のずれが生じたため、新規としています。期間は令和3年3月1日から令和3年12月31日までの10ヶ月です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。生姜を栽培する計画です。

番号13、土地の所在地、中神ノ川字ボヲ畑208番2、地目、田、面積、297㎡です。以下3筆あり、合計4筆で面積が3,787㎡です。設定は新規です。期間は令和3年3月1日から令和8年2月28日までの5年間です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。この法人は一般法人ですので解除条件付き貸借となります。野菜類を栽培する計画です。

番号14、土地の所在地、東北ノ川字向イ川田932番、地目、田、面積、2,375㎡です。設定は新規です。期間は令和3年3月1日から令和10年2月28日までの7年間です。権利の種類は、使用貸借権の設定です。

番号15、土地の所在地、志和峰字大ダバ151番5、地目、田、面積、1,378㎡です。以下1筆あり、合計2筆で面積が3,193㎡です。設定は新規です。期間は令和3年3月1日から令和6年2月28日までの3年間です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。生姜を栽培する計画です。

事務局

続きまして西部地域からです。

番号16番、土地の所在地、大正中津川字東ノ前38番、地目は田、面積、563㎡です。外3筆ありまして、合計で4筆、面積が3,179㎡です。設定は更新の設定になります。期間は、令和3年3月1日から令和8年2月28日までの5年になります。作物は水稻を栽培する計画です。権利は、使用貸借権での設定です。

続きまして、番号17番、土地の所在地、大正大奈路字ノタメ1055番、地目は田、面積1,613㎡です。設定は新規の設定になります。期間は、令和3年3月1日から令和8年2月28日までの5年になります。作物は野菜を栽培する計画です。権利は使用貸借権での設定です。

続きまして、番号18番、土地の所在地、西ノ川字大田大丸361番1、地目は田、面積、1,266㎡です。外3筆ありまして、合計4筆、面積が4,595㎡です。設定は更新

の設定になります。期間は、令和3年3月1日から令和8年2月28日までの5年になります。作物は水稲を栽培する計画です。権利は使用貸借権での設定です。

続きまして、番号19番、土地の所在地、西ノ川字大田大丸359番、地目は田、面積、344㎡です。外1筆ありまして、合計2筆、面積が971㎡です。設定は更新の設定になります。期間は、令和3年3月1日から令和8年2月28日までの5年になります。作物は水稲を栽培する計画です。権利は使用貸借権での設定です。

続きまして、番号20番、土地の所在地、西ノ川字上ノ屋敷357番、地目は田、面積、557㎡です。外3筆ありまして、合計4筆、面積が1,768㎡です。設定は更新の設定になります。期間は、令和3年3月1日から令和8年2月28日までの5年になります。作物は水稲を栽培する計画です。権利は使用貸借権での設定です。

続きまして、番号21番、土地の所在地、大井川字下モ窪1586番3、地目は田、面積、1,234㎡です。設定は新規の設定になります。期間は、令和3年3月1日から令和5年2月28日までの2年になります。作物は薬草を栽培する計画です。権利は賃貸借権での設定です。

続きまして、番号22番、土地の所在地、大井川字鷺ノ巣331番1、地目は田、面積、931㎡です。設定は新規の設定になります。期間は、令和3年3月1日から令和5年2月28日までの2年になります。作物は薬草を栽培する計画です。権利は賃貸借権での設定です。

続きまして、番号23番、土地の所在地、江師字中ヒラ312番、地目は田、面積、239㎡です。外2筆ありまして、合計3筆、面積が1,967㎡です。設定は新規の設定になります。期間は、令和3年3月1日から令和8年2月28日までの5年になります。作物は水稲を栽培する計画です。権利は賃貸借権での設定です。以上です。

議長 議案第62号について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。1番から5番までは、番号27番 市川正司委員。

27番 一緒に説明します。この地域では、新規ですが影野地区の会社で8年、その他2年ほど他で修業しておりました。周辺農地には悪影響を及ぼす所はありません。図面を見ていただければ分かりますが、全て密集しています。生姜を作る予定です。借受人は250日以上農業に従事しています。設定に問題はないと思います。

議長 番号6番。5番 濱田誠委員。

5番 番号6番について借受人から確認しました。先ほど、市川正司委員より説明がありましたとおり、借受人は意欲のある地域の若手の担い手でもあり、内容も利用集積計画のとおりで、新規の設定ですが問題ないと判断しました。

議長 それでは番号7番、8番の案件を20番 中城康子委員。

20番 7番、8番について借受人から確認しました。借受人は認定農業者ではありませんが、地域の担い手として頑張ってくれています。管理も十分しておりまして、問題ないと考

えます。水稻を作る予定だそうです。

議長 それでは、番号 9 番。9 番 太田祥一委員。

9 番 借受人から確認しました。この農地は、借受人の近隣の農地で借受人所有の柚子畑がありまして、借受人は効率的に柚子栽培を行っております。この農地も今回更新ということで、特に問題ないと判断します。以上です。

議長 それでは、番号 11 番。30 番 澤田憲男委員。

30 番 11 番と 12 番ですが、先日借受人と圃場の確認と立会をしました。借受人は、地域の担い手でもあり、内容も集積計画のとおりです。先ほど、事務局の方からも説明がありましたが、16 ページに書いてありますが、新規・更新の所で、遅れた所があつて新規になっておりますが、去年もそこで生姜を作っております。新規の設定ですが、特に問題ないと判断します。

議長 それでは、13 番。24 番 市川絢子委員。

24 番 13 番について説明します。借受人から確認をしております。借受人は、認定農業者でもあり、農業法人でもありますので、大々的に農業をしております。内容的には、利用集積計画のとおりです。主に生姜、人参、緑黄色野菜を植える予定ですが、今年度については土作りを土地改良のために飼料を植える予定だそうです。これについては、問題ないと判断しました。

議長 それでは、番号 15 番。32 番 山本奨一委員

32 番 番号 15 番について報告します。昨年末、貸出人から高齢のため来年から耕作が困難になるから、生姜が出来ない所は支援センターに、生姜が出来る所は誰か世話してほしいと相談を受けたので、昨年も同貸出人の圃場を紹介した借受人に相談したところ、鶴津地区で生姜を栽培していたら道の崩落等で危険なために鶴津を止めて他を借りたいと思っていたということで、貸借に至った次第です。借受人は、認定農業者でもあり、地域の担い手でもあります。新規の設定ですが特に問題ないと判断します。

議長 番号 16、17 は、私の担当ですので 16 番から説明させていただきます。借受人は、住所が南国市となっておりますが、地元大正中津川に家を借りています。農業する時は泊まりながら作業をずっとしています。特にこの案件につきましては、更新でもありますし、地域でも問題なくやっていますので番号 16 番につきましては問題ないと判断します。

17 番の案件につきましては、借受人は I ターンの方で 5、6 年前からこの地域に入って農地を 4 反くらい借りて野菜を周年栽培しております。ちょうど、この地域の人・農地プランの会の時に、この利用権設定しようとしているハウスはアロエを栽培しており

まして、もう高齢で耕作が出来ないとなりまして、借受人がぜひ作ってみたいということで、両者と話をさせていただいて、ビニールも破れていて耕作するまでに色々とお金が掛かるということで、無料で5年間貸すと話がつきまして、問題なくこの農地を有効に使っていただけたらと思っていますので、問題ないと判断します。

議長 それでは、18番、19番、20番の案件について。39番 梶原美智委員。

39番 18番、19番、20番の説明をします。借受人から先日お話を伺いました。更新でもありますが、借受人は、地域の担い手でもありますので問題ないと思います。18、19番と20番の借受人は親子関係です。

議長 それでは、21番、22番の案件。13番 伊東智江委員。

13番 21、22番合わせて説明させていただきます。借受人から確認しました。借受人は、長年にわたって農業をされ経験豊富な方です。十和地域の色々な場所でセンブリを栽培されており、とても良く管理されています。今後もセンブリを栽培されるということです。新規の設定ではありますが、特に問題ないと判断しました。

議長 それでは、23番。16番 竹内純委員。

16番 2月23日に借受人及び現地確認をしています。借受人は、地域の担い手です。農地も有効に活用しています。年間150日以上農作業に従事しています。何ら問題ないと考えます。

議長 議案第62号 番号1番から23番について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第62号 「四万十町農用地利用集積計画の決定について」番号1番から23番を原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。よって、議案第62号 「四万十町農用地利用集積計画の決定について」番号1番から23番は原案のとおり可決されました。

議長 続いて、番号24番の審議を行いますので、37番田村守委員は退席をお願いします。番号24番について事務局の説明を求めます。

事務局 番号 24 番について説明させていただきます。土地の所在地、江師字柳ノツル井 405 番、地目は田、面積、608 m²です。外 1 筆ありまして、合計 2 筆、面積が 960 m²です。設定は新規の設定になります。期間は、令和 3 年 3 月 1 日から令和 4 年 2 月 28 日までの 1 年になります。作物は生姜を栽培する計画です。権利は賃貸借権での設定です。

議長 議案第 62 号 番号 24 番について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。16 番 竹内純委員。

16 番 この件につきましても 2 月 23 日に借受人、現地の確認をしました。借受人は隣の圃場でも生姜を作付けしており、何ら問題ないと思います。添付資料を見てもらったら分かると思いますが、407 番の 352 m²の田んぼにつきましても、ひょっとしたら大水の時に浸かる可能性がある圃場です。中山間地域直接支払制度に入っていますので、水に浸かる可能性があります。作付けはしなくてはなりません。この件は、借受人も承知しています。借受人は、150 日以上農作業に従事しておりますので、何ら問題ないと思います。

議長 議案第 62 号 番号 24 番について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。
(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第 62 号 「四万十町農用地利用集積計画の決定について」番号 24 番を原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。よって、議案第 62 号 「四万十町農用地利用集積計画の決定について」番号 24 番は原案のとおり可決されました。

37 番田村守委員の除斥をとき、着席をしていただきます。

議長 田村守委員、番号 24 番は原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 9 議案第 63 号 「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 63 号「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」を説明します。別紙のとおり農用地利用配分計画案に対する意見決定について、四万十町長より提出があったので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により意見の決定を求められたものです。ご審議、ご決定をお願い致します。

議案書は20ページ。権利の設定を受ける者の氏名・住所・賃借料についてはお手元の議案書のとおりです。添付資料は93ページからをご覧ください。今回は窪川地域5件です。

番号1、土地の所在地、東北ノ川字向イ川田932番、地目、田、面積、2,375㎡です。権利の種類は、使用貸借権の設定です。期間は県認可日から令和10年2月28日までで、水稻を栽培する計画です。

番号2、土地の所在地、数神字大切レ1406番、地目、田、面積、1,754㎡です。以下7筆あり、合計8筆で面積が11,558㎡です。権利の種類は使用貸借権の設定です。期間は県認可日から令和9年10月31日までと、令和10年9月2日までで、水稻を栽培する計画です。再配分になります。

番号3、土地の所在地、数神字宮ヶ谷1495番、地目、田、面積、1,366㎡です。以下10筆あり、合計11筆で面積が18,118㎡です。権利の種類は使用貸借権の設定です。期間は県認可日から令和9年10月31日まで、水稻を栽培する計画です。再配分になります。

番号4、土地の所在地、向川字笹野越316番、地目、田、面積、1,400㎡です。以下2筆あり、合計3筆で面積が4,167㎡です。権利の種類は使用貸借権の設定です。期間は県認可日から令和9年11月30日まで、水稻を栽培する計画です。再配分になります。

番号5、土地の所在地、与津地字孫四郎地1637番、地目、田、面積、1,131㎡です。以下5筆あり、合計6筆で面積が7,146㎡です。権利の種類は使用貸借権の設定です。期間は県認可日から令和8年2月28日まで、水稻を栽培する計画です。

議長 事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。
番号1番について、6番 下元誠一郎委員。

6番 番号1番について、説明させていただきます。借受人から電話で確認をしました。借受人は、認定農業者でもあり地域の担い手でもあります。配分計画案のとおり、問題ないと判断します。この期間つきましては、他にも貸している所があるので揃えるために7年にしたそうです。

議長 それでは、番号2番、3番。10番 山本道雄委員。

10番 2番ですが、借受人から伺って来ました。借受人は、地域の担い手でもありまして、今回再配分ということで問題ないと思います。

3番ですが、須崎在住でして、実家が地元にあります。3回ほど伺いましたがどうしても会うことが出来なくて、2番の方と地元の営農組合の代表の方に伺いまして、作れる人で色々分けて作っていくとうかがいましたので問題ないと思います。

議長 それでは、番号4番、5番。9番 太田祥一委員。

9番 番号4番について借受人から確認をしました。借受人は、お勤めを退職してからも集落の守り手として大変頑張っている方です。この農地を耕作できなかった人

の後を再配分ということで耕作していただくことになったということです。配分計画案のとおり、特に問題ないと判断します。

番号5番について借受人から確認をしました。この農地は、以前は地主の娘さんの旦那さんが耕作していましたが、遠地で作業性も悪いので今回から借受人に耕作していただくことになりました。配分計画案のとおり、特に問題ないと判断しました。

議長 議案第63号について質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決を行います。
議案第63号 「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第63号 「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第10 その他の件について議題とします。
事務局ではありませんか。

事務局 農業者年金の加入推進部長について、農業者年金の加入推進部長の任期を3月1日から2月末としています。今月末をもって現部長の任期は切れますので、だれかお願いできないでしょうか？また今年は委員改選がありますので、今回は8月末までとなります。また9月以降については9月に決める予定です。

いないようなので引き続き宮崎委員と中原委員にお願いしたいですが、どうでしょうか。8月末まで引き続きよろしく願いいたします。

議長 委員の皆さんで何かありませんか。
なければ、その他の件については終了いたします。
これで、本総会に付議されました案件は、すべて終了いたしました。
ご起立をお願いします。以上をもちまして、令和2年度 四万十町農業委員会2月総会を閉会いたします。礼。ありがとうございました。

閉会 午後3時45分

この議事録は四万十町農業委員会職員が記録したものであり、内容は正確であることを認める。

令和3年 月 日

会 長

署名委員 11 番

署名委員 21 番
